

豊橋総合動植物公園ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋総合動植物公園が公開・管理するホームページ（以下「動植物公園ホームページ」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動植物公園ホームページ 豊橋総合動植物公園が公開・管理するホームページのことをいう。
- (2) Web ページ インターネット上に公開されている文章や情報のことをいう。
- (3) URL インターネット上の文書や画像などの情報がある場所を示す記述方式のことをいう。
- (4) バナー広告 動植物公園ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWeb ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 動植物公園ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の募集)

第4条 豊橋総合動植物公園長（以下「公園長」という。）は、広告の募集を要綱及び基準により行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は公園長が必要と認めたときに行うことができるものとする。
- 3 公園長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 動植物公園ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦65 ピクセル、横192 ピクセルであること。
 - (2) 形式は、J P E G形式、G I F形式又はP N G形式（透過型は除く）の静止画であること。
 - (3) データ容量は、100K B以下であること。
 - (4) デザイン及び色彩は、動植物公園ホームページのイメージを損なわないものであること。
- 2 次の表現を含んだ広告は、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、使用しないものとする。
- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク（警告表示）

- (3) ラジオボタン（選択肢があるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力ができるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) その他、これらに類するもの

（広告の内容等）

第6条 動植物公園ホームページに掲載できる広告の内容等については、要綱、基準及び本要領に基づくものとする。

（広告の掲載期間等）

第7条 広告の掲載期間は1か月単位とし、具体的な掲載期間及び掲載位置は、動植物公園ホームページで掲載する。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は公園長が定める。
- 3 広告掲載期間において、豊橋総合動植物公園の都合により動植物公園ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）に相当する掲載期間を延長する。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載申込書（様式1）及び審査に必要な書類を添付して、豊橋総合動植物公園に提出しなければならない。

（広告原稿の作成等）

第9条 広告原稿は、第5条第1項及び第2項を満たすものとし、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第10条 公園長は、第8条の規定による申込みがあったときは、要綱、基準及び本要領に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 掲載する広告の順位は別表1で定める。
- 3 公園長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、動植物公園ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式2）により通知するものとする。

（広告掲載料）

第11条 動植物公園ホームページへの広告掲載料は別表2に定める。

- 2 広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、豊橋総合動植物公園が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 公園長は、掲載が決定された広告においても、広告内容、デザイン及びリンク先のWebページの内容等が、法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるとき若しくは要綱、基準及び本要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第13条 公園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき、又は納付する見込みのないとき。
- (2) 広告主からの掲載取り止めの申し出があったとき。
- (3) 広告の内容又はリンク先Webページの内容等の変更によって、当該変更後の内容が広告掲載の基準に反する場合又はそのおそれがある場合で、公園長が必要と認めるとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、動植物公園ホームページへの広告掲載が適当でないときと公園長が判断したとき。

2 公園長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載取消等通知書(様式3)により広告主に通知するものとする。

(広告原稿等の変更)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載変更申出書(様式4号)により、変更を希望する日の10日前までに豊橋総合動植物公園に届け出なければならない。ただし、公園長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先のURLを変更するとき。
- (3) リンク先のWebページに障害等が発生したとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)、又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 公園長は、前項の規定により広告原稿等の掲載変更について決定したときは、豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載変更決定通知書(様式5)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り止め)

第15条 広告主は、自己の都合により動植物公園ホームページへの広告掲載を取り止めることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り止めるときは、広告主は豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載取止め届出書(様式6)により、広告掲載の取り止めに希望する日の10日前までに豊橋総合動植物公園に届け出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以降の納付済月額額の総額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとするものは、豊橋総合動植物公園ホームページバナー
広告掲載料還付請求書（様式7）を豊橋総合動植物公園に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（損害賠償請求）

第18条 第14条第1項第3号及び第4号に該当する事由により豊橋総合動植物公園が被害
を被った場合は、公園長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、動植物公園ホームページへの広告掲載について必要
な事項は、公園長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

別表1 (第10条関係)

第1優先項目		第2優先項目	
		第1順位	第2順位
第1順位	出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの	掲載希望期間の長いもの	申込み順
第2順位	公益事業(※)を行う私事業者で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体	同上	同上
第3順位	第2順位に規定するもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所を有するもの	同上	同上
第4順位	上記以外の者	同上	同上

(※)公益法人とは、公益事業学会規約における定義に基づき、市民生活に日常不可欠な用役(サービス)を提供する一連の事業とする。

(例示) 電気、ガス、鉄道、軌道、郵便、電信電話、放送等の事業

別表2 (第11条関係)

ホームページ名	1か月当たりの広告掲載料
豊橋総合動植物公園ホームページ	10,000円

※ 消費税及び地方消費税を含む。

様式1 (第8条関係)

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載申込書

豊橋市長 様

申込者

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋総合動植物公園ホームページ広告取扱要領第8条により、下記のとおり申し込みます。

記

広告掲載希望者	所在地	〒 ー	
	名 称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
掲載希望期間	年 月 から 年 月 (か月)		
リンク先URL	http://		
添 付 資 料	広告原稿の電子データ (電子記録媒体、または別途電子メールのよる提出)		
	法人登記簿謄本の写し等、申請者の概要が分かるもの		
	市税の滞納有無調査承諾書		
	暴力団等の排除に関する誓約書		
	許可・登録・資格等が必要な業種を営む申込者については、それらを取得していることを証明するものの写し		

年 月 日

市税の滞納有無調査承諾書

豊橋市長 様

所在地

名称

代表者役職名・氏名

(電話 局 番)

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載申込に当たり、豊橋市に対する市税の、私の滞納の有無を調査されることを承諾します。

暴力団等の排除に関する誓約書

豊橋市長 様

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要と認め当方の役員名簿等の提出を求められた場合は速やかに提出し、その内容について所管警察署へ照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 豊橋市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - (3) 暴力団員等が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職・氏名

※この誓約書は、市への各種申請にあたって暴力団等に該当しないことを確認するためのものであり、役員名簿等の照会は他の目的に使用いたしません。

様式2 (第10条関係)

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載決定通知書

様

豊橋市長

年 月 日付で申し込みがありました豊橋総合動植物公園ホームページバナー
広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分		<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由 ()
広告掲載希望者	所在地	〒 -
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載期間		年 月 から 年 月 (か月)

担当 豊橋市総合動植物公園動植物園

TEL (0532) 41-2186

FAX (0532) 41-8030

様式3 (第13条関係)

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載取消等通知書

様

豊橋市長

年 月 日付で豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載取消等について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

取消理由		
広告掲載者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載取消日		年 月 日

担当 豊橋市総合動植物公園動植物園

TEL (0532) 41-2186

FAX (0532) 41-8030

様式4 (第14条関係)

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載変更申出書

豊橋市長 様

申出者

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋総合動植物公園ホームページ広告取扱要領第14条により、下記のとおり変更を申し出します。

記

広告掲載者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更希望日		年 月 日
掲載変更理由		
変更後のリンク先URL		http:// (リンク先の変更が必要ない場合、記入は不要です。)
変更後の広告の内容		(広告原稿を変更する場合は、広告原稿の電子データも添付、又は別途提出してください。)

様式5（第14条関係）

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載変更決定通知書

様

豊橋市長

年 月 日付で申し出がありました豊橋総合動植物公園ホームページバナー
広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分		<input type="checkbox"/> 掲載変更する <input type="checkbox"/> 掲載変更しない 理由（ ）
広告掲載者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更日		年 月 日

担当 豊橋市総合動植物公園動植物園

TEL (0532) 41-2186

FAX (0532) 41-8030

様式6 (第15条関係)

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載取止め届出書

豊橋市長 様

届出者

住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋総合動植物公園ホームページ広告取扱要領第15条により、下記のとおり届け出します。

記

広告掲載者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
広告掲載取止め希望日	年 月 日	
広告掲載取止め理由		

様式 7 (第 16 条関係)

年 月 日

豊橋総合動植物公園ホームページバナー広告掲載料還付請求書

豊橋市長 様

申込者
住 所
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋総合動植物公園ホームページ広告取扱要領第 16 条により、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

還付理由	
還付対象期間	年 月 から 年 月 (月)
還付請求金額	円